

県内企業による農業参入意向調査業務委託に係る 公募型プロポーザル応募要項

農業者の高齢化や減少が進む中、集落営農法人等担い手のほかに、企業を新たな担い手に位置づけ、その農業参入を推進することにより、本県農業の持続性を確保していく必要があることから、県内に拠点を置く企業による農業分野への参入意向を調査し、新たな担い手の確保・育成に繋げる。

については、県内企業による農業参入意向調査業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
県内企業による農業参入意向調査業務
- (2) 業務内容
県内企業による農業参入意向調査業務委託仕様書（別添）のとおり
- (3) 委託予定期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託料の上限額
3,900千円（消費税を含む）

2 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、調査・分析（統計調査を除く）について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から提案書の受領期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 本店又は支店、事務所等を山口県内に有していること。
- (5) 県内企業における企業名、所在地、従業員数、業種、取引先等の詳細情報を有すること。また、企業を経営上「優良」と評価できる基準（企業評価）を設定したうえで、売上額や従業員数、資本金等の企業情報に基づき、農業参入の可能性が高いと評価できる企業1,000件以上を抽出できること。

- (6) 抽出した企業に対して、効率的に調査（アンケート・ヒアリング）し、結果を集計・分類・表やグラフへ加工し、報告書として取りまとめるスキルを有すること。

3 提案への参加意向表明

本要項に基づく提案に参加しようとする場合は、別添「参加表明書」を令和7年10月9日（木）午後5時まで（必着）に、山口県農林水産部農業振興課経営体育成班宛に提出すること（FAXによる提出可）。

4 応募

応募にあたっては、次に挙げる書類を作成し提出の上、提案者によって内容の説明（プレゼンテーション）をしなければならない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（以下の内容について記載のこと：様式任意）

（ア）県内企業を客観的に評価する基準

（イ）対象企業（1,000件以上）の抽出方法

（ウ）調査の方法、具体的なヒアリング項目及びスケジュール

（エ）回収率を上げるための工夫及びポイント

（オ）仕様書に記載されていない新たな追加提案も可能とする

イ 支出計算書（見積書：様式任意）

※金額は、消費税法及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

ウ 添付書類

・応募者の概要が分かる資料（会社案内等）

・過去5年以内の同種業務実績一覧表（過去5年以内に、類似業務又は農業参入推進に係る業務を実施した実績があれば、事業名、発注者、業務内容、契約金額等について可能な範囲で記載すること）。

(2) 提出部数

上記（1）の提出書類について、7部（正本1部、副本6部）を提出すること。

(3) 提出期限

ア 提出期限 令和7年10月16日（木）午後5時まで

イ 提出先 〒753-0071 山口県山口市滝町1番1号
山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班

ウ 提出方法 持参又は郵送（令和7年10月16日午後5時まで）により提出すること。

(4) 提出内容の説明（プレゼンテーション）の実施

ア 日時 令和7年10月下旬（書類受付後、提案者に別途通知する）

イ 場所 山口県庁内会議室（書類受付後、提案者に別途通知する）

(5) 留意事項

提案内容については、本公募型プロポーザルの委託先候補者を決定するための
 ものであり、その通りに実施するものではなく、委託先候補者の提案書類に基づ
 き、県との協議により、実施内容を決定するものとする。

(6) 応募等に関する質問の受付

ア 受付期間 令和7年10月14日(火)午後5時まで

イ 受付方法 電話またはFAXにより受け付ける。

ウ 受付先 山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班

TEL：083-933-3375

FAX：083-933-3399

エ その他 応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問
 については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

5 審査

(1) 審査方法

- ・別途設置する審査委員会で審査する。
- ・審査委員会は、委託料の上限額の範囲内で提案された内容を総合的に審査し、最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査時における評価は、提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行う。

項目	配点
①県内企業を客観的に評価する基準の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店又は支店、事業所等を有している企業を、経営上「優良」と評価・判断できる客観的な基準（企業評価）及び算定方法を有しているか ・農業参入の可能性が高い企業を抽出する際のポイントが分かり易く、客観性を担保できているか ・ヒアリング調査の内容及び項目が、委託業務の目的に沿っているか。 	40点
②調査・分析に係る実績、運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・調査（アンケート・ヒアリング）から報告書取りまとめまでを円滑に遂行できる体制となっているか ・過去の実績からみて、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか 	40点
③回答率を向上させるための工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・調査票の回収率を向上させるための工夫がなされているか 	10点
④支出計画（経費見積） <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務実施に係る経費が適切に計上されているか 	10点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

6 その他

(1) 提案書類の提出は1者につき1件とする。

(2) 書類の作成等、この提案に掛る経費については、提案者の負担とする。

(3) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

7 問い合わせ先

山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班 担当：久保

〒753-0071 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3375

FAX : 083-933-3399

E-Mail : a17300@pref.yamaguchi.lg.jp